公的資格取得支援制度運用規程

第１条（目的）

　この規則は、社員の能力向上や自己啓発の促進を目的とする公的資格取得に関する支援制度の

運用に関する内容を定めたものである。

第２条（対象資格）

　本規程の対象となる公的資格は、会社が業務に関連するとして指定した以下の公的資格とする。

①

②

③

④

⑤

第３条（支援制度内容）

　公的資格の取得に向けた支援制度は以下のとおりとする。

①試験日における特別有給休暇の付与

②受験費用の補助

③合格祝金の支給

第４条（試験日における特別有給休暇の付与）

　第２条に定める公的資格の受験日が当社の所定労働日に当たる場合については、特別有給休暇

を付与する。但し、この特別有給休暇の付与は対象資格につき１回とする。

第５条（受験費用の補助）

　第２条に定める公的資格を取得した際には、その受験費用相当額を会社が支給する。なお、こ

こには講習や通信教育の受講料、試験会場までの交通費などは含まない。

第６条（合格祝金の支給）

　第２条に定める公的資格を取得した際には、以下の合格祝金を支給する。

①第２条第　号から　第　号までの公的資格　　　　　　　円

②第２条第　号から　第　号までの公的資格　　　　　　　円

③第２条第　号から　第　号までの公的資格　　　　　　　円

附　　則

この規程は、　　年　　月　　日から実施する。